

市第 161 号議案

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部改正

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

平成31年 3 月 8 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24
年12月横浜市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第27条第 9 項中「の学部で」を「（短期大学を除く。第58条第 4
号及び第 5 号、第96条第 3 項並びに第 104 条第 4 号において同じ。
）において」に改める。

第37条第 1 号中「卒業した者」の次に「（学校教育法の規定によ
る専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第52条第 2 項第 1 号
及び第58条第 1 号において同じ。）」を加える。

第52条第 2 項第 5 号中「学校教育法の規定により、」を「教育職
員免許法（昭和24年法律第 147 号）に規定する」に、「となる資格
」を「の免許状」に改め、同項第 6 号ア中「卒業した者」の次に「
（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前
期課程を修了した者を含む。）」を加える。

第58条第 4 号及び第 5 号中「の学部で」を「において」に改め、
同条第 9 号中「学校教育法の規定により」を「教育職員免許法に規

定する幼稚園」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第96条第3項中「の学部で」を「において」に、「当該学部で」を「当該大学において」に改める。

第104条第3号中「卒業した者」の次に「(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加え、同条第4号中「の学部で」を「において」に、「当該学部で」を「当該大学において」に改め、同条第8号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提 案 理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

(抜粋)

(上段 改正案
下段 現 行)

(職員)

第27条 (第1項から第8項まで省略)

- 9 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。第58条第4号及び第5号、第96条第3項並びに第104条第4号において同じ。）の学部において心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(母子支援員の資格)

第37条 母子支援員は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第52条第2項第1号及び第58条第1号において同じ。）

(第2号から第5号まで省略)

(職員)

第52条 (第1項省略)

- 2 前項の者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

(第1号から第4号まで省略)

- (5) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園学校教育法の規定により、

、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状となる資格を有する者

- (6) 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、市長）が適当と認めたもの

ア 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

（イからエまで省略）

（児童指導員の資格）

第58条 児童指導員は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

（第1号から第3号まで省略）

- (4) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

- (5) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

（第6号から第8号まで省略）

- (9) 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状となる資格を有する

者であって、市長が適当と認めたもの

(第10号省略)

(職員)

第96条 (第1項及び第2項省略)

- 3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学~~において~~の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は~~当該大学において~~当該学部で心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。

(第4項から第6項まで省略)

(児童自立支援専門員の資格)

第104条 児童自立支援専門員は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者~~(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)~~
- (4) 学校教育法の規定による大学~~において~~の学部で社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は~~当該大学において~~当該学部で社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1年以上児童自立支援事

業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる
期間の合計が2年以上であるもの

(第5号から第7号まで省略)

- (8) 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、
学校教育法の規定により、
高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状
となる資格を有する者であっ
て、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教
員としてその職務に従事したもの